



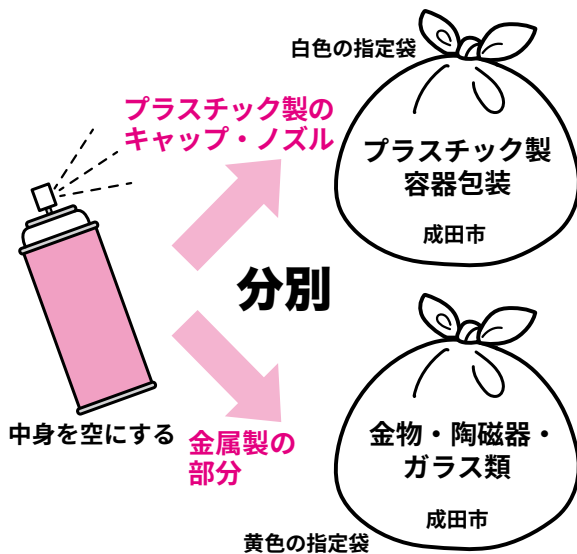
なりたエコニュース

スプレー缶などの処理は 必ず中身を空にして

スプレー缶やカセットボンベ、ライターなどをごみとして出す場合、中にガスが残っていると、収集・選別作業の際に発火や爆発する恐れがあり大変危険です。作業員の安全確保や火災防止のため、必ず中身を空にしてから出してください。

処分する時は、風通しの良い屋外で、引火する物がないか周囲を確認し、数回に分けて中身を全て抜いてください。中身が空になったら、プラスチック製のキャップや取り外すことのできるノズルなどはプラスチック製容器包装として白色の指定袋に入れ、金属製の部分は金物・陶磁器・ガラス類として黄色の指定袋に入れて出してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



消費生活相談Q&A

「〇〇Payで返金」という詐欺に 注意!

Q インターネット通販で洋服を注文し、代金として1万円を銀行振り込みした数日後、事業者から「在庫がないのでキャンセルして〇〇Payで返金する。〇〇Payのアプリをインストールし、返金コードを入力するように」と指示されました。言われた通りにアプリをインストールし、指示された返金コード「99980」を入力すると、返金されないどころか、逆に自分から相手に9万9,980円を送金してしまっていたことに気付きました。お金を取り戻すことはできますか。

A インターネット通販のトラブルは年々増加しており、今回のように「返金する」と言ってスマートフォン決済の仕組みを悪用し、商品の代金と二重でお金をだまし取る詐欺の手口が見られます。

いったん送金してしまうと、実態が分からない詐欺サイトからお金を取り戻すことは難しいことに加え、だまされたとはいえ、消費者自らがアプリを操作をして相手に送金しているため、決済サービスの事業者から補償を受けることも困難です。「〇〇Payで返金します」と連絡が来た場合は、相手の指示に従わず消費生活センターに相談してください。また、被害に遭ってしまった場合は、すぐに決済サービスの事業者に申し出るとともに警察に相談してください。

不安に思ったり、トラブルになったりした場合は、消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。





ジェネリック医薬品

切り替えで費用負担の軽減を

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品の普及は、一人一人の自己負担額や市・健康保険組合などの負担額の削減につながります。特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によってジェネリック医薬品として承認されます。

切り替えることで自己負担が軽減

新薬の研究開発には、長い歳月と数百億円の費用がかかるといわれています。新薬の価格には、その莫大な開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用を安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3~5割程度安く、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えできない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

医薬品の自己負担の割合が変更

ジェネリック医薬品があっても新薬の処方を希望する場合、新薬とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当が、特別の

料金として自己負担額に加算されます。

なお、新薬を処方する必要があると医師が認める場合や、流通の問題などにより医療機関や薬局にジェネリック医薬品の在庫がない場合などは、特別の料金を支払う必要はありません。

(例) 新薬の価格が100円、ジェネリック医薬品の価格が60円の場合

新薬(医師の判断で処方する場合など)	保険給付	自己負担	
	100円		
ジェネリック医薬品	保険給付	自己負担	価格差40円
	60円		4分の1相当 ↓
新薬(患者が希望する場合)	保険給付	自己負担	特別の料金
			10円

対象者には通知を送付

市では「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を12月下旬にはがきで送付します。これは、処方を受けた薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は、18歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、12月10日(火)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については必要ありません。

※くわしくは同課へ。



国民年金のサポート

老後だけではありません

年金には、老齢年金のほかに、障害年金や遺族年金があり、障がいを持った時や一家の支え手が亡くなった時などに受給できる場合があります。ここでは障害年金についてお知らせします。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60~64歳の期間も含む)に初診日がある病気や、けがで一定の障がいを持った人に支給されます。請求は、初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。

障害基礎年金を受給するには、障がいの状態が基準以上であり、次の保険料納付条件のいずれかを満たす必要があります。

保険料納付条件

○初診日の前々月までの被保険者期間のうち、納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること

○初診日に65歳未満の人で、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

20歳未満で障害基礎年金を受給する場合は、保険料納付条件はありません。また、初診日が厚生年金加入中である場合は障害厚生年金の対象になります。

問い合わせ先

国民年金加入中	第1号被保険者	保険年金課 ☎20-1547
	第3号被保険者	ねんきんダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
厚生年金加入中		

※くわしくは保険年金課へ。